日本国憲法 -あたらしい憲法のはなし-

現在の日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、翌47年5月3日から施行されて66年が経過した。2013年8月25日の朝日新聞において、佐藤優氏(作家・元外務省主任分析官)が紹介していた「あたらしい憲法のはなし(童話屋)」を手に入れて読んでみた。この本は、現行憲法が施行された47年8月2日、文部省が発行した中学1年生用の社会科の教科書の復刻本である。国の最高法規である現行憲法を理解する意味でも大変わかりやすく説明されている。

憲法の説明では、「みなさんは日本国民のうちのひとりです。国民ひとりひとりが、かしこくなり、強くならなければ、国民ぜんたいがかしこく、また、強くなれません。国の力のもとは、ひとりひとりの国民にあります。そこでりは、この国民のひとりひとりの力をはっきりとめて、しっかりと守ってゆくのです。そのために、国民のひとりひとりに、いろいる事な権利があることを、憲法できめているのまりでは、という説明は、憲法を考える基本と佐藤氏も説いている。

また、現行憲法は、前書となる「前文」と第 1条から第103条で構成されている。この「前 文」に対して当時の説明は、「この前文には、 だれがこの憲法をつくったかということや、ど んな考えでこの憲法の規則ができているかとい うことなどが記されています。この前文とい うことなどが記されています。この前文という ものは、二つのはたらきをするのです。その一 つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知 ろうとするときに、手引きになることです。つ まりこんどの憲法は、この前文に記されたよう な考え方からできたものですから、前文にあ 考えと、ちがったふうに考えてはならないとい うことです。もう一つのはたらきは、これから さき、この憲法をかえるときに、この前文に記 された考え方と、ちがうようなかえかたをして はならないということです。それなら、この前 文の考えというのはなんでしょう。いちばん大 事な考え方が三つあります。それは、『民主主 義』と『国際平和主義』と『主権在民主義』で す。」と記されている。そして、この本の結び には、「みなさん、あたらしい憲法は、日本国 民がつくった、日本国民の憲法です。これから さき、この憲法を守って、日本の国がさかえる ようにしてゆこうではありませんか。」と締め くくられている。この憲法に思いを馳せ、戦後 の復興に大きなエネルギーが注がれ、経済大国 となった日本に現行憲法が大きな役割を果たし てきたことは間違いない。

47年は、亡き父が中学1年生であったことにいま気づいた。敗戦後のまだ混迷している時代において、父がこの教科書で憲法を学んだことを思い浮かべると感慨深いものがある。現在と感覚している。私はりまずまな議論を展開している。私はりまずまな議論を展開している。私はりまずまなは「日本国民は、・・」で始まりといる。「民主主義」、「自然の事であると感じている。「民主主義」、「自然の事であると感じている。「民主主義」、「自然の事であると感じている。「民主主義」、「自然の事であると感じている。」といきないのはない。ないまであると感じてもいる。といきない。ないたことに感謝したい。